

# 生活保護と最低賃金の比較

最賃額は高く、生活保護額は低くなるように計算するカラクリ！

2010年

	1類	2類		期末一時 扶助 (月額)	住宅扶助	小計	基礎控除額 の70%	合計	基礎控除額	人口	
		基礎額	冬季加算 (月額)								
2級の1(高知市)	38,290	40,691	39,520	1,171	1,075	32,000	112,056	17,661	129,717	25,230	343,393
3級の2(高知市以外)	32,610	34,656	33,660	996	916	26,000	94,182	16,254	110,436	23,220	421,063
厚労省・中賃計算	35,161	37,367	36,292	1,075	987	18,001	91,516	0	91,516	低く	764,456
最賃額	厚労省・中賃計算 ※下表参照						94,731		94,731		
	県労連計算						74,136		74,136	高く	

※厚労省・中賃は、1類、2類、期末手当、住宅手当とも(2級の1)と(3級の2)の人口加重平均額を用いている。また、住宅手当については、基準額ではなく、実勢価格を用いている。

※基礎控除・高知市:128,000~131,999円:25,230円。高知市以外:100,000~139,999円:23,220円。県労連の計算では、30%は労働奨励分と見なし、70%分を見込んでいる。

※生活保護額の(2級の1)と(3級の2)は、実際の自治体の取り扱い基準に従い、県労連で計算した。

※最賃の県労連計算:労働時間を月137.8時間とした(毎勤統計12年3月高知県)。可処分所得率0.838とした(月額12万円で2010年時点の社会保険、税負担から計算)。

H22年度高知県最低賃金(厚労省・中賃) の計算式	時間額 (円)	月労働時 間(H)	可処分所 得率	可処分所 得額(月 額)
	642	173.8	0.849	94,731

※月労働時間=40H\*52.14週÷12ヶ月

※可処分所得率は、社会保険・労働保険料、所得税・住民税を除く所得比率。沖縄県のものを用いている。